新潟市子ども条例改正(案)に対する

パブリックコメント手続きの実施結果について

「新潟市子ども条例改正(案)」について、貴重なご意見をいただきありがとうございました。いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので、結果を公表します。

■ 意見募集期間

令和5年9月22日(金曜)~10月23日(月曜)

■ 結果公表日

令和5年10月30日(月曜)

■ 広報手段

- ・市報にいがた、市ホームページに掲載
- ・市政情報室、こども政策課(担当課)、各区役所、各出張所、 中央図書館にて資料配布及び閲覧

■ ご意見の提出状況、案の修正

・意見提出者数: 1名(提出方法:電子メール 1件)

意見数:3件案の修正:0件

■ 結果の公表場所

結果は次の場所で閲覧できます。(閉庁日、休館日は除きます)

- ・市政情報室(市役所本館1階)・こども政策課(市役所本館1階)
- 各区役所(資料の設置場所は各区地域課・地域総務課へお問い合わせください)
- 各出張所・中央図書館(ほんぽーと)

■ 問い合わせ先

新潟市 こども未来部 こども政策課(市役所本館1階)

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話:025-226-1193 FAX:025-224-3330

e-mail: mirai@city.niigata.lg.jp

新潟市子ども条例改正(案)に対するご意見及び市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
1	第 17 条	「市長の付属機関として、新潟市子どもの権利推進救済委員」を置くことは大いに賛成。 しかし、行政の単なる付属機関でなく、市民や子ども本位の独立した機関となることを望む。	市の付属機関として位置づけつつ、子どもの権利侵害等に対し、 公正かつ適正に職務を遂行していくこととしています(第 21 条)。 また、市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し独立性を尊重 し、積極的に協力することとしています(第 22 条)。	無
2	第 23 条	救済委員の職務の遂行を補佐するため、新 潟市子どもの権利相談・調査専門員を置くこと は賛成。 しかし、専門員としての資質のある人を委嘱 してほしい。そのためには、いじめ、虐待が激増 している現状を踏まえ、研修等を十分行ってほ しい	救済委員の職務を補佐する専門員は、子どもからの相談を直接 受ける者であり、児童福祉や子どもの権利に関し優れた識見を有す る者である必要があります。このため、適切な人材を配置し、研修等 を経て子どもからの相談にしっかりと対応していける体制を構築して いきたいと考えています。	無
3	その他	「子ども会議」等を設けて、子どもの目線で救済できるシステムが必要だと思う。	子どもからの権利侵害の相談に対し、まずはしっかりと話を聞き、 子どもの立場に立ってその子どもの最善の利益が図られるよう対応 することが重要であると認識しています。 また、子どもの意見表明の取組とも連携を図りながら、子どもの権 利救済の運用に子どもの意見を反映していきたいと考えています。	無